

令和6年度 第29回佐世保市子ども・子育て会議 議事録(要約版)

日時: 令和6年12月17日(火)19時00分～20時30分

場所: 佐世保市役所本庁舎 5階「庁議室」

議事(1)次期「させぼっ子未来プラン」の策定について 第1章～第3章

質問・意見等	事務局回答・今後の方針など
P26「お子様の子育て、教育を含むに関して気軽に相談できるのならどこ誰ですか」をはじめとして、アンケート結果について、棒グラフで示してある。 しかし、そのうち、数値を足すと100%を超過しているものが複数見受けられる。これは、複数回答が可能な設問に関するグラフだと思うので、「複数回答」と標記があった方が、読み手としては読みやすいと思う。	ご指摘に沿って修正したいと思う。
第2期(現行計画)の振り返りが必要ではないか。 第2期までの振り返りは、現状課題の把握や、新たな計画に対する反映に繋がるのではないか。	第2期の振り返りについては、何らかの形で示せるよう検討したい。
P31に関して、こども基本法の趣旨を踏まえて、当事者である子どもたちに対してインタビュー、アンケート調査をされたということで、かなり多数の対象者に対して、回答を見ていることが31ページの下の表で見て取れる。 これだけたくさん子どもたちが、時間を割いて回答してくれたことに対して、結果のフィードバックをするべきではないか。どのような形で、子どもたちに情報を返していくのか、お考えを伺いたい。	現段階では、子どもたちへの結果の公開等、想定していなかった。 何らかの形で、子どもたちへフィードバックできるよう対応をしたいと思う。
P40「地域での子育ての支援」の中に、「放課後の」「居場所」と記載がある。ここでいう「居場所」というのは、放課後児童クラブを含めた居場所ということなのか。 例えば、「居場所」という認識も、現在は多様化してきており、「子ども食堂」もその範疇にあると思われるが、混同されて、それが課題と思われるのは少し認識の誤りがあると思う。 また、「質の確保」とあるが、「質」とは、どのようにお考えなのか。子ども食堂なども含めて課題という認識なのかを知りたい。	ご指摘の「居場所」というのは、広義の意味と捉えており、子ども食堂も、「居場所」に包括されている。 しかし、そのすべてに課題があるというわけではないと考えている。 「居場所」については、様々な定義があるので、数も内容も含めて、課題として認識する必要があると思っている。
(前質問に関連して) P40「居場所」について、公費により運営されている放課後児童クラブなどの居場所と、「地域」における「居場所」は異なるものと私は認識している。 県も別にとらえている。 公費を受けながら運営している施設等と混在すると「居場所」が見えにくくなるのではないか。	「居場所」については、第4章P74「親や子の居場所づくり」という項目で記載しており、「親子を孤立させない居場所づくり」の中で、子ども食堂についても触れている。 長崎県のこども計画は、行動計画の素案も出ており、市町はこちらも勘案しながら計画を策定する必要があり、「居場所」に関する記述は、県とレベルは大体一致している。

議事(1)次期「させぼっ子未来プラン」の策定について 第 4 章以降

	【第 4 章以降説明の補足】 現行の子ども未来部における所管業務では記載できない箇所については、長崎県や市他部局等における計画を引用する形で構成することとしており、その中に、長崎県の行動計画も含まれている。 一例として、P72「③-(4)ひとり親家庭の支援の取組」の取組み内容は、長崎県の計画を引用している。 P73 高校生を対象とした取り組み等があるが、その部分も県の計画を引用している。 また、本日は提示できていないが、分科会の中で、プランの成果をどう評価をしていくのかというご指摘をいただいた。考え方として、国はガイドラインを出しており、また、長崎県の行動計画においても、数値目標の一覧として案が提示されている。 我々としては、県の計画を勘案するというのが前提になるので、長崎県が使っている数値目標を可能な限り引用したいと思っている。 今後、長崎県の方にも確認をしようと思っているが、各自治体は、県のこども計画を勘案しながら策定することになる。 やはり評価もそこを勘案した方がいいだろうと思っているので、県が想定しているアンケートのサンプル数や、自治体ごとにその評価ができるのか、どういう考えを持っているのか、というところは長崎県に聞きながら、各自治体はその数値目標を引用できるかどうかを確認し、確認が取れればできるだけ用いていきたいと考えている。
P81②5)に記載されている「乳児等通園支援事業」は、国が示している、「こども誰でも通園制度」に該当するのか。 その場合、令和 7 年 4 月 1 日から行うように記載されているようだが、本格的に開始になるのが令和 8 年度からと記憶をしている。 1 年前倒しをして、準備期間として、いろんなデータを収集し 8 年度からスムーズに運用できる形を整えていく 1 年間ということなのか。	ご指摘のとおり、P81「乳児等通園支援事業」の事業内容については、こども誰でも通園制度の記載である。 ただし、令和 7 年 4 月 1 日施行との記載については、法律の施行日として記載している。 地域子ども・子育て支援事業については、事業ごと・年度ごとに目標を定めることとなるが、本事業については、国においても別途動きがあっているかと思うので、その動きをにらみながら、年度ごとの計画を立てていくようになると見込んでいる。
(前質問に関連して) 全国的な動きをにらみながらなのか、もしくは市として、実情に即したところを、試行的に何園か手を挙げたところが行うことによって、徴収する金額や、内容、時間など、その辺も含めて、データ化しながら 8 年度からという	これは試行的な事業で、国が、全国 100 ヶ所くらいの自治体で検証的に行われている。 本市についても今現在、検討はしているが、7 年度から実施との結論までは至っていない。 国においては 8 年度から給付制度、実施と我々も聞いてい

ことになるのか。	るので、そこに向けて検討していく状況。 課題として、国でも言われているのが、利用時間が 10 時間に限定されることや、試行的にされている自治体から、補助単価が非常に安価で足りないという意見もでているので、状況を見ながら佐世保市としても検討したい。
P81②6)「産後ケア事業」について、説明文の中に助産師等と書いてあるが、この「等」は誰を指すのか説明いただきたい。 産後ケア事業の助産師等に、看護師が入っている場合、例えば看護師が常駐している保育所、認定こども園等で産後ケア事業も行うことができるということか。	産後ケア事業の記載箇所の助産師等については、助産師、保健師、看護師ということになるが、産後ケアについては、国のガイドライン等により、実施機関は、基本的に医療機関等となっている。 「等」とは、病院や診療所、助産院を想定されているので、医療的なケアができる機関という形になる。
(前質問に関連して) 産後ケア事業については国のメニューの中に認定こども園もおそらく入っていると思う。そこを確認いただき、入っているのであればそれが可能になると佐世保市で考えてもらえるのかどうか、後日で構わないので回答がほしい。	確認して、後日ご回答させていただく。
P109 「子どもの権利」について、非常に重要な内容を掲載されている。アンケートの結果から、子どもたち自身、自分たちの権利のことが十分認知されてないことが明確に出ている。 市としてはどのようにとらえていて、今後これをどうしていきたいと考えているか、ということに関しても言及してもらえると、ここで記載されていることの意義がある。 この内容と連動してP65①-1「子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等の主な取組」として、その周知と啓発な度について記載されているが、ここもぜひ、子どもの権利を子どもたちに周知されてないというアンケート調査からの事実を踏まえて、子どもたちに対する周知が急務であることを入れていただきたい。 この計画の実施後は、その P109 の値がどういうふうに変化していったのかということもまた継続して、評価していただきたい。	情報については各課かいと共有させていただいて、今回の結果が、次こうなったというところをしっかりと見守っていきたい。
P58「幼児教育・保育における量の確保と質の向上」、「②幼児教育・保育の質の向上」において、人材確保のことが取り上げてある。 雇用対策、若年層の定住定着、定住の促進と、多方面での人材確保に関わる取り組みを展開するというふうに書いてあるが、どのような方向で考えているのか。	保育士の人材確保は大きな課題だと捉えている。 具体的に、現在も補助事業や、保育所における保育士の負担軽減の取り組みなどは行っているが、効果的な事業はなかなかまだ見つかっていない。 他の自治体や養成校とも意見交換をしながら、対策を考えていきたい。
P74 「親子を孤立させない居場所づくりの主な取組」について、子ども食堂などをはじめとした親子の居場所の	親子を孤立させない居場所づくりについて、拡充する方向なのかという話だが、「居場所」のひとつとして児童センター

確保を今後拡充するようなイメージなのか、それにあって何かされる予定があるのか知りたい。	がある。 児童センターは市内に 9 ヶ所あるが、市内に満遍なくあるわけではないので、例えば、各地区のコミュニティセンター単位で、子どもが寄ることができる場所を作りたいという構想はある。 各地区のコミュニティセンター単位となると、拡大となるかもしれないが、一方、現在の児童センターには、子どもを見守る支援員が配置されており、イベントを実施することもできるが、これを市内全域で展開しようとするのが難しい。 数だけでいくと拡大かもしれないが、提供するサービスという観点では若干劣る可能性もあると思う。 この辺の整理を令和 7 年度から 3 ヶ年かけて、検討していきたいと考えている。 計画上で、量をどうするかということまでは書きにくいですが、取組の内容については、計画にお示ししていきたい。 また、子ども食堂そのものを増やすかということについても、子ども食堂もひとつの居場所になりえるので、居場所づくりの検討の中では、それも対象になる。
③「子ども・若者が誰でも気軽に利用できる居場所づくり」のなかで、屋内遊び場が取り上げられているが、当該施設は有料であり、誰でも気軽に利用できるという文言が適するのか。	記載内容は改めて検討する。
分科会の中で、児童センターのようなところに、保護者が子どもを預けるような仕組みにしまうと、保護者の孤独化が進行することを危惧しており、保護者の見守りもしっかりと入れた方が良いという発言をした。 理由としては、孤独な子育てが増えている背景があり、子どもの自殺や虐待が増えているということがデータ化されている。保護者同士が繋がるという意味でも、預けっ放しではなく、保護者同士が繋がる居場所づくりが大事ではないかという意味で発言をした。 親子を孤立させない居場所づくりというのは、分科会での意見があつてのことかと思う。	
議事(3)その他	
質問・意見等	事務局回答・今後の方針など
	本日の議事録は、取りまとめのうえ、後日送付するので確認をお願いしたい。今回提示した素案については、後日改めて、メールなどで案内する。何かお気づきの点等があれば、折り返しご意見いただくような期間を設けさせていただく。 次回の会議についてはまた年明けに日程調整をしたい。